

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

- 行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) 一
- 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (障害福祉課) 一
- 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 一
- 河川管理規則の一部を改正する規則 (河川課) 二

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十二号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項の表宮城県仙台中央県税事務所の項中「平成二丁目」の下に「、町前一丁目」を、「南目立」の下に「、宮内一丁目」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十三号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第八十条第三項第一号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十三号。以下「指定通所支援等基準条例」という。)第二十四条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援等基準条例第三十六条第二項において準用する指定通所支援等基準条例第二十四条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改め、同項第二号及び第四号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援等基準条例第二十四条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援等基準条例第三十六条第二項において準用する指定通所支援等基準条例第二十四条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十四号

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十条」を「第五十条の二」に改める。
第四十八条中「第二項及び第四項」を「第一項及び第四項」に改める。

第四十九条第一項第一号中「指定生活介護事業所の」を「当該指定生活介護事業所の」に改め、同条第二項中「第二項及び第四項」を「第一項及び第四項」に改める。

第五十条第一項第一号中「指定通所介護事業所の」を「当該指定通所介護事業所の」に改め、同条第二項中「規定により」の下に「指定通所介護事業所が」を加え、「第二項及び第四項」を「第一項及び第四項」に、「指定生活介護事業所」を「指定通所介護事業所」に改める。

第五十条の次に次の一条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第五十条の二 条例第二十四条の二の規則で定める要件は、次のとおりとする。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十六年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第六十三条第一項に規定する登録者をいう。)の数と指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十五号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。))第三十五条第二項の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第二十四条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第三十六条第二項において準用する条例第二十四条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。))第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を二十五人以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第三十五条第二項の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第二十四条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第三十六条第二項において準用する条例第二十四条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。)を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第六十七条例第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを

有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び指定障害福祉サービス等基準条例第三十五条第二項の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第二十四条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第三十六条第二項において準用する条例第二十四条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満たしていること。

五 条例第二十四条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

2 条例第二十四条の二の規定により指定小規模多機能型居宅介護事業所が基準該当児童発達支援事業所とみなされる場合において、この節(第四十八条(第十八条(第一項及び第四項を除く。))、第三十五条及び第四十四条の規定を準用する部分に限る。)を除く。の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。

第六十三条中、「第三十八条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と」を削る。

第六十六条中、「第五十条」を「から第五十条の二まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

河川管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十五号

河川管理規則の一部を改正する規則

河川管理規則(昭和五十一年宮城県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

(河川産出物採取料の分割徴収)

4 条例附則第五項の規定により河川産出物採取料の分割徴収の措置を受けることができる場合は、

- 一 一の許可に係る河川産出物採取料の総額に当該河川産出物採取許可の期間の初日の属する年度中の当該河川産出物採取許可の月数(当該期間の初日が月の初日以外の日であるときは、当該期間の初日の属する月を一月とする。)を乗じて得た額を当該河川産出物採取許可の月数(当該期間の初日が月の初日以外の日であるときは当該期間の初日の属する月を一月とし、当該期間の末日が当該日の属する月の初日から当該期間の初日に応当する日の前日までの間にあるときは当該期間の末日の属する月を含めないものとし、当該期間の末日が当該日の属する月の当該期間の初日に応当する日から当該月の末日までの間にあるときは当該期間の末日の属する月を一月とする。)で除して得た額又は当該除して得た額を当該河川産出物採取料の総額から差し引いた額が五十万円を超える場合であつて、河川産出物採取許可を受けた者が次のいずれかに該当するときとする。
 - 一 中小企業支援法(昭和三十八年法律第百四十七号)第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する者であること。
 - 二 直近の年又は事業年度における貸借対照表上の流動資産の合計金額の当該貸借対照表上の流動負債の合計金額に対する比率が一を下回っていること。
 - 三 直近の年又は事業年度における貸借対照表上の流動資産(現金及び預金に限る。)の金額が、当該許可に係る河川産出物採取料の総額を下回っていること。

5 条例附則第五項の規定により河川産出物採取料の分割徴収の措置を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した分割納入申請書(様式第二十二号)を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 国土交通大臣又は仙台市長の許可に係る河川産出物採取料にあつては、許可を受けた年月日及び許可の番号
- 三 分割徴収を申請する理由
- 四 希望する分割回数

6 知事は、分割徴収をすることとした場合は、前項の申請をした者に対し、毎回の納付すべき金額、毎回の納付の期限及び分割納付を完了すべき期限を指定しなければならない。この場合において、第一項の規定により計算した額が五十万円を超える年度の最初に納付すべき金額は五十万円以上とし、毎回の納付の期限はおおむね三月以内とするものとする。

二十	附則第五項の規定による分割徴収の申請	一部
一		

様式第二十一号の次に次の一様式を加える。

様式第22号(附則第5項関係)

	河川産出物採取料分割納入申請書	
宮城県知事 殿	申請人 住所 氏名 印	年 月 日
<p>下記のとおり河川産出物採取料の分割納入をしたいと思いますので、申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 許可を受けた年月日及び許可の番号</p> <p>2 分割納入を申請する理由</p> <p>3 希望する分割回数</p> <p>4 添付資料</p> <p>次のいずれかに該当することを証する資料</p> <p>(1) 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項各号に掲げる中小企業者に該当する者であること。</p> <p>(2) 直近の年又は事業年度における貸借対照表上の流動資産の合計金額の当該貸借対照表上の流動負債の合計金額に対する比率が一を下回っていること。</p> <p>(3) 直近の年又は事業年度における貸借対照表上の流動資産(現金及び預金に限る。)の金額が、当該許可に係る河川産出物採取料の総額を下回っていること。</p>		

備考

- 1 「許可を受けた年月日及び許可の番号」は、国土交通大臣又は仙台市長の許可に係る河川産出物採取料の場合のみ記載すること。
- 2 「希望する分割回数」は、2回から4回までの範囲内で記載すること。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。